

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成25年
12月2日
(月曜日)

平成二十五回度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法（昭和二十六年法律第一百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度は、次のとおりである。

山口県告示第四百五十八号

告
示

4

目次

森林法の規定に基づく許可をすべき皆伐面積の限度（森林整備課）

平成
二十二年
五月二日
発行

発行
人所

山口県
知事